

訓練・生活支援給付の支給申請をする受講者に関する手続きの流れ(1)

緊急人材育成支援事業による「訓練・生活支援給付」（給付）の支給申請について、受講者からの申請書等の取りまとめ、受講者の出欠状況の報告等を実施機関に行っていただきますので、手続きを適切に行うようお願いいたします。

訓練の開始

◆訓練開始日にハローワークに給付の受給資格認定申請をした受講者を確認してください。

◆該当する受講者に次の書類を渡して、記載・提出させてください。

- ① 訓練・生活支援給付支給申請書
- ② 委任状

◆また、「訓練・生活支援給付受給資格者証」を提出させてください。

※訓練開始日に「訓練・生活支援給付受給資格者証」がまだ届いていない受講者については、その旨をハローワークへの報告の際、担当者に報告してください。

■この提出が遅れると、支給が遅れることとなりますので、訓練開始日後、速やかにハローワークに報告してください。

「訓練・生活支援給付支給申請確認報告書【第1回目報告】」（「確認報告書」）に必要事項を記載し、受講者から提出された書類とともに、ハローワークに持参してください。

ハローワークによる確認（確認印を押印）

◆次の書類を所定の封筒で、中央職業能力開発協会に送付してください。

- ① 確認報告書【第1回目】
- ② 訓練・生活支援給付支給申請書
- ③ 委任状

◆訓練・生活支援給付受給資格者証は、本人に返却してください。

■受講者に渡す書類や封筒が不足した場合は、中央職業能力開発協会にご連絡ください。

中央職業能力開発協会では審査後、支給を決定し、申請者の銀行口座に支給額を振込み

訓練・生活支援給付の支給申請をする受講者に関する手続きの流れ(2)

- ◆(1)以降は、毎月、支給申請をする受講者の算定基礎月に係る訓練が終了すること（ただし、最終の支給申請は、算定基礎月の次の月の訓練を実施した日が10日となった日以降）に、該当する受講者に次の書類を渡して、記載・提出させください。

- ① 訓練・生活支援給付支給申請書
- ② 誓約書（被扶養者の有無などに異動がある者は、それがわかる書類を提出）

- ◆また、「訓練・生活支援給付受給資格者証」を提出させてください。

■この提出が遅れると、支給が遅れますので、毎月、支給申請をする各受講者の算定基礎月の訓練が終了することに、速やかにハローワークに報告してください。

「訓練・生活支援給付支給申請確認報告書【第2回目以降報告】」（「確認報告書」）に必要事項を記載し、受講者から提出された書類とともに、ハローワークに持参してください。

ハローワークで確認（確認印を押印）

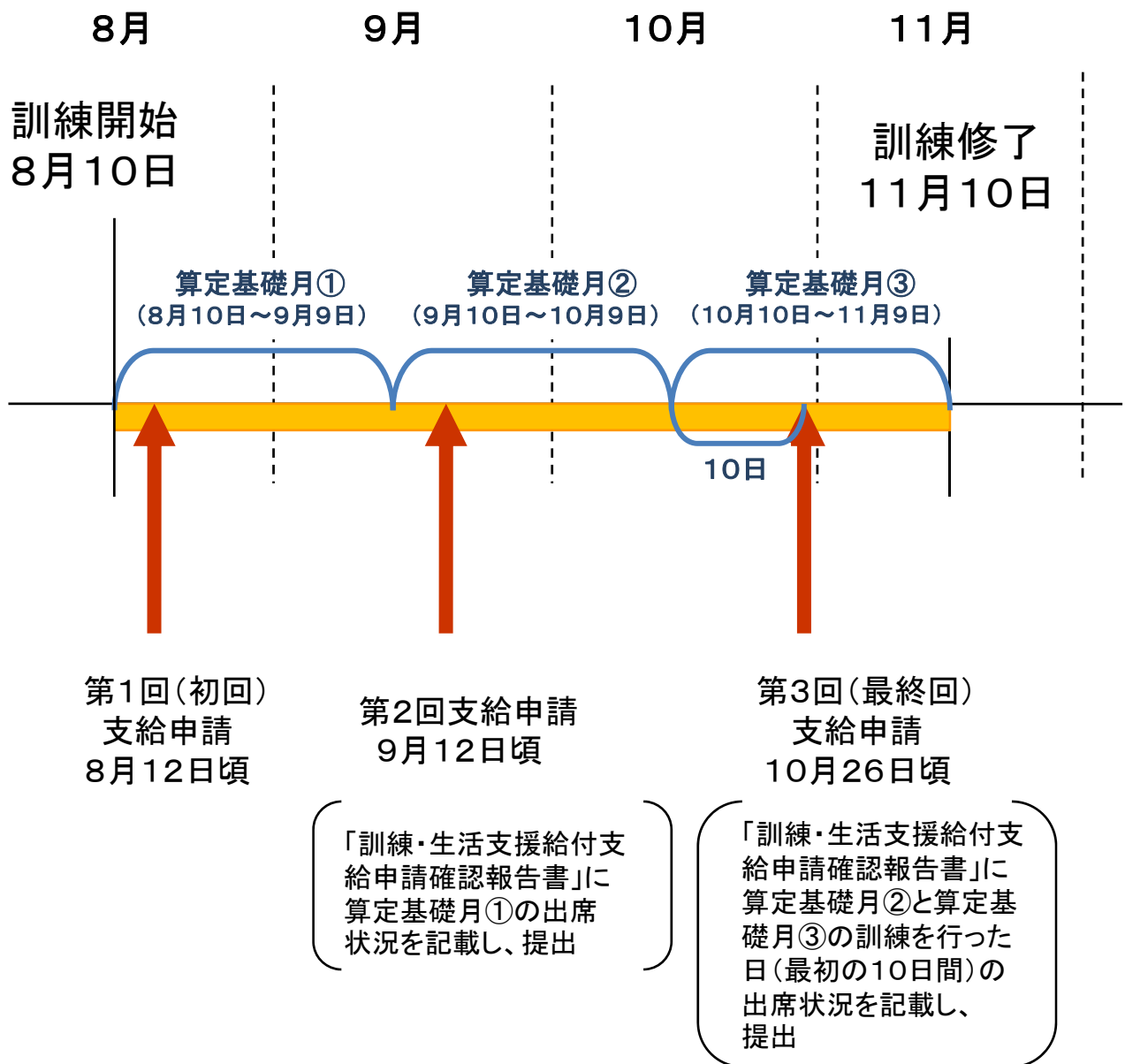
次の書類を所定の封筒で、中央職業能力開発協会に送付してください。

- ① 確認報告書【第2回目以降】
- ② 訓練・生活支援給付支給申請書
- ③ 誓約書（異動がある者は、それがわかる書類）

中央職業能力開発協会では審査後、支給を決定し、申請者の銀行口座に支給額を振込み

訓練・生活支援給付の支給申請時期(例)

例えば、3か月の訓練を実施する場合、標準的な受講者（訓練開始日前に訓練・生活支援給付の受給資格認定を行った受講者）については、次の時点が支給申請の手続きを行っていただくときになります。



支給申請に当たっての留意事項

訓練・生活支援給付の支給申請をする受講者に関する手続きについては、次の事項をよくお読みいただき、漏れ・遅れがないようにお願いします。

第1回目(訓練開始直後)の支給申請

■ 訓練開始日に行うことについての留意点

- 訓練開始日には、ハローワークに訓練・生活支援給付の受給認定申請をした受講者を確認し、該当する受講者に、
 - a 訓練・生活支援給付支給申請書
 - b 委任状を渡して、記載・提出させるとともに、
 - c 訓練・生活支援給付受給資格者証を提出させることとしています。
- ハローワークへの受給資格認定申請が遅かった受講者は、cの受給資格者証がまだ届いていないことがあります。こうした者については、その旨をハローワークへの報告の際、担当者に報告してください。ただし、第2回目以降の支給申請のときには、受給資格者証は、必ず必要となります。

■ ハローワークでの確認を受ける書類についての留意点

- 支給申請をする受講者について、それぞれ、上記a～cの書類があるか、また記載に漏れがないか確認してください。
※「受給資格者番号」は、訓練・生活支援給付受給資格者証に記載があります。
- また、「訓練・生活支援給付支給申請確認報告書【第1回目報告】」（「確認報告書」）に必要事項を記載してください。記載方法は、様式の記載例を参照してください。
- 書類が整い次第、速やかにハローワークに持参してください。遅くなると、給付金の支払日が遅くなり、受講者が困る事態になる場合があります。

■ ハローワークでの確認に当たっての留意点

- ハローワーク職員が持参した書類を確認します。
- 確認作業がスムーズに進むよう、受講者ごとにa～cの書類を取りまとめておいてください。
- 受講者が提出した書類や確認報告書に不明な点がある場合に、ハローワーク職員が必要な確認を行います。こうした確認に対応できる方が持参いただくようお願いします。
- 確認が終了した確認報告書には、ハローワークが確認印を押印するので、確認印を受けたか確認してください。

■ ハローワークでの確認を受けたあとの留意点

- 次の書類を所定の封筒で、中央職業能力開発協会に送付してください。
 - a ハローワークの確認印が押された確認報告書
 - b 受講者から提出された訓練・生活支援給付支給申請書
 - c 受講者から提出された委任状
- 受講者から提出された訓練・生活支援給付受給資格者証は、本人に返却してください。（毎回、支給申請のときに必要になります。）

第2回目以降の支給申請

■ 毎月の支給申請についての留意点

- 第2回目以降は、毎月、支給申請をする各受講者の算定基礎月に係る訓練が終了すること（最終の支給申請は、算定基礎月の次の月の訓練を実施した日が10日となった日以降）に、該当する受講者に
 - a 訓練・生活支援給付支給申請書
 - b 誓約書（被扶養者の有無などに異動がある者は、それがわかる書類）を渡して、記載・提出させるとともに、
 - c 訓練・生活支援給付受給資格者証を提出させることとしています。

※「算定基礎月」は、次のようにカウントします。本人が所持する訓練・生活支援給付受給資格者証に記載があります。

【訓練開始前に受給資格認定 申請をした者】

訓練開始日から翌月の応当日の前日まで、以降、その応当日を起算日として翌月の応当日の前日までとなります。

【訓練開始後に受給資格認定申請をした者】

申請日の翌日（雇用保険受給者は、雇用保険の給付が終了した日の翌日）から翌月の応当日の前日まで、以降、その応当日を起算日として翌月の応当日の前日までとなります。

<例>

8月3日からの訓練前に受給資格認定申請をしたAさんの算定基礎月は、8月3日から9月2日まで、9月3日から10月2日まで…となります。

※「誓約書」は、支給対象者となる要件について、前回の申請時と異動がないことを誓約するものです。被扶養者の有無などに異動があったときには、それを証明する必要な書類の写しの添付が必要となります。必要な書類についてわからないことがあれば、ハローワークにお尋ねください。

（例）結婚、離婚、子の出生により、被扶養者が異動した場合は、健康保険被保険者証の写し（被扶養者氏名欄がわかるもの）、カード様式の場合は被扶養者の被保険者カードがこの事実を証明するために必要な書類となります。

■ ハローワークでの確認を受ける書類についての留意点

- 支給申請をする受講者について、それぞれ、上記 a～c の書類があるか、また記載に漏れがないか確認してください。
- また、「訓練・生活支援給付支給申請確認報告書【第2回目以降報告】」（「確認報告書」）に必要事項を記載してください。記載方法は、様式の記載例を参照してください。
- 書類が整い次第、速やかにハローワークに持参してください。

■ ハローワークでの確認に当たっての留意点

- 第1回目と同様です。最後に、確認報告書に確認印を受けてください。

■ ハローワークでの確認を受けたあとの留意点

- 次の書類を所定の封筒で、中央職業能力開発協会に送付してください。
 - a ハローワークの確認印が押された確認報告書
 - b 受講者から提出された訓練・生活支援給付支給申請書
 - c 受講者から提出された誓約書
（被扶養者の有無などに異動がある者は、それを証明する書類）
- 受講者から提出された訓練・生活支援給付受給資格者証は、本人に返却してください。